

2024年7月21日 説教「良心を保つように」

使徒の働き 24章1～16節

千人隊長から派遣された護衛隊に守られて、パウロはカイザリヤに着きました。千人隊長からの手紙を読んだペリクス総督は、早速パウロに面会し、出身地をたずねました。ただ、細かなことは訴える者たちが来てから聞くことにすると言いました。

### 1. 総督の前に出た大祭司とパウロ (1～5節)

①大祭司アナニヤの訴え (1)「五日の後、大祭司アナニヤは、数人の長老およびテルトロという弁護士といっしょに下って来て、パウロを総督に訴えた。」

ヘロデの官邸で過ごすこと5日。いよいよパウロが審問を受ける時がきました。大祭司アナニヤが数人の長老および弁護士テルトロを引き連れてきて、ペリクス総督にパウロに関する訴えを出しました。

②訴えの冒頭 (2～3)「パウロが呼び出されると、テルトロが訴え始めてこう言った。『ペリクス閣下。閣下のおかげで、私たちは素晴らしい平和を与えられ、また、閣下のご配慮で、この国の改革が進行しておりますが、その事実をあらゆる面において、また至る所で認めて、私たちは心から感謝しております。』」

大祭司の側は弁護士のテルトロが訴えしたと考えられます。彼は、ペリクス閣下と呼びかけます。総督に慇懃無礼ともいえる言い出しです。総督のおかげで平和が与えられ、国の改革がなされ、それらが様々なかたちに表れていることを感謝すると述べ始めました。

③ペストのような (4～5)「『さて、あまりご迷惑をおかけしないように、ごく手短に申し上げますから、ご寛容をもってお聞きくださるようお願いいたします。この男は、まるでペストのような存在で、世界中のユダヤ人の間に騒ぎを起こしている者であり、ナザレ人という一派の首領でございます。』」

彼は手短に述べることを伝えた上で、パウロが疫病のような存在だと断じます。つまり人々に害悪をもたらし、その感染力はペストのようだというのです。それは、地中海世界のユダヤ人たちの間に広まっていると伝えます。そして、ユダヤ人の中における分派のナザレ派(イエスの故郷がナザレであることからこう言われた)の首謀者なのだと主張しました。

### 2. 訴えられたパウロの弁明 (6～13節)

①宮さえもけがし(6,8,9)「この男は宮さえもけがそうとしましたので、私たちは彼を捕らえました。閣下ご自身で、これらすべてのことについて彼をお調べくださいますなら、私たちが訴えております事がらを、おわかりになっていただけるはずです。』ユダヤ人たちも、この訴えに同調し、全くそのとおりだと言った。」

パウロが宮をけがしたというのは、異邦人を聖域内に連れ込んだと

う噂から来ています。それを大祭司側は主張しますが、ペリクスが調べたとしても、それはローマ法では罪にならないでしょう。なお、7 節は異本にはありますが、標準本文にはありません。

②パウロの弁明 (10~11) 「そのとき、総督がパウロに、話すようにと合図したので、パウロはこう答えた。『閣下が多年に渡り、この民の裁判をつかさどる方であることを存じておりますので、私は喜んで弁明いたします。お調べになればわかることですが、私が礼拝のためにエルサレムに上って来てから、まだ十二日しかたっておりません。』」

ペリクスに促され、パウロは弁明し始めます。挨拶からはじめ、彼は、現在カイザリヤにいますのですが、三次伝道旅行を終えて、エルサレムに来てからでも、まだ 12 日しか経っていないことを伝えました。

③証拠がない (12~13) 「『そして、宮でも会堂でも、また市内でも、私がだれかと論争したり、群衆を騒がせたりするのを見た者はありません。いま私を訴えていることについて、彼らは証拠をあげることができないはず。』」

パウロはまた、エルサレムに来てから宮や会堂で論争をしたり、騒ぎを起こしてはいないことを伝えます。そのことについて、大祭司たちは証拠をあげることができないと言い切りました。

### 3. 裁きは (14~16 節)

①この道に従って (14) 「『しかし、私は、彼らが異端と呼んでいるこの道に従って、私たちの先祖の神に仕えていることを、閣下の前で承認いたします。私は、律法にかなうことと、預言者たちが書いていることとを全部信じています。』」

さらに、パウロは大祭司たちが異端と呼んでいるキリスト教について述べます。即ち、パウロはこの教えは、先祖の神に仕えていること、具体的には律法の書、預言書をも全部信じていると宣言したのです。

②復活の信仰 (15) 「また義人も悪人も必ず復活するという、この人たち自身も抱いている望みを、神にあって抱いております。』」

また、多くのユダヤ教の人々と同じように、復活を信じていること。それも、義人も悪人もひとたび復活し、神の審きの前に立つこと。(このことは新約聖書でここだけに記されている教え)。また復活はキリスト教徒にとっても望みであることを伝えたのでした。

③訴える者が来てから (16) 「『そのために、私はいつも、神の前にも人の前にも責められることのない良心を保つように、と最善を尽くしています。』」

復活について、パウロは I コリント 15 章で詳しく述べていますが、その確信が揺らがないように、彼は神の前にも人の前にも、良心を保つように、最善を尽くしていると告白するのです。

《結論》もう 27~28 年も前に、教会の礼拝に数回出たことがある方に関する事で、東京地方裁判所の法廷に出たことがあります。弁護人の依頼で、その方の証人として出廷したのです。トルエンに関わる問題であったのですが、私は彼の真摯な求道姿勢の面について証言しました。実際、彼は晩年に長老教会ではありませんが、大阪のある教会で礼拝をささげ、洗礼を受け、病を得て召され、その教会の墓に葬られました。その方への主の恵みと憐みを覚えて感謝しています。それにしても、法廷における検察官の追及は激しく、反感を覚えるほどでした。一方、裁判官は彼の更生を願ってくれました。法廷というのはどの時代でも、国でも緊張させられる場所だと思われま

今朝の聖書箇所、パウロはペリクス総督の前で、ユダヤの重鎮とその弁護人などから、訴えを受けています。いわば法廷に立たせられているのです。パウロとて、非常に緊張したことでしょう。相手はパウロの良い面などは決して認めません。一方的に責め立て、あわよくば、イエス・キリストの時のように、死刑にできればと考えていました。だからこそ大祭司側は優秀な弁護士を雇って、この法廷の場に臨んだのです。

一方、パウロの方は孤軍奮闘。総督の前に、自らの証言をしたのでした。彼は、キリスト教徒はユダヤ人が受け継いできた旧約聖書の律法や預言者をないがしろにするどころか、それらを全部信じていることを証言したのです。また、復活については、キリストの復活に基づいて、彼らの信仰の中核であることを述べたのです。その上で、パウロは「いつも、神の前にも、人の前にも責められることのない良心を保つように、最善をつくしています」と証言したのでした。

パウロは 23 章 1 節においても、「私は、全くきよい良心をもって、神の前に生活しています」と述べています。良心という表現はパウロ独特の表現ですが、どんな意味なのでしょう。パウロは律法を持たない人も律法の命じる行いが、その人の心に存在する可能性があるとし、彼らの良心も証しする (ローマ 2:15) と述べています。つまり、一般的な意味で使う良心という言葉と霊的意味で使う良心という言葉は共通していることがあるといえます。それでは、霊的な良心とは何なのでしょう。パウロはガラテヤ人への手紙の 5 章 14 節

「御霊によって歩みなさい」と記しています。そして、御霊によって歩むなら、「肉の欲望を満足させるようなことはありません」と言っています。パウロは、神と人の前に責められない良心を保つために、いつも御霊によって歩くことを心がけていたといえます。そして、実際の局面において、判断が問われる場合には、「自分の利益を求めず、多くの人の利益を求め、みなの人を喜ばせること」(I コリント 10:24, 33) ことが肝要だと語ります。自分の利益のためにでなく働くことは、霊的良心によって歩くことと深い関係があるのです。

私たちも実際生活においては、良心を保つように歩もうとするならば、キリストを仰ぎつつ、御霊に呼びかけることです。そして、実際場面では、他の人の利益になるかどうかを判断材料にすることは大事でしょう。また、これが神の栄光になるかどうかを問う (I コリント 10:31) ことも重要です。私どもも、霊的良心を保つように最善を尽くしていこうではありませんか。